

# **/ 中村屋健康保険組合**

# コラボヘルス推進のお知らせ

### はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、"健やかに生活し、老いることができる社会"の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

今後、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業を実施に向けて、健診結果等の情報を事業所と健保組合で共有・活用することとなりますので、<u>※個人情報の保護に関</u>する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

### (参考)個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用に ついては、第三者に該当しないものとする。

-中略-

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

# 事業目的および内容

生活習慣病の予防を目的に下記(1/2)の事業を実施します。

# ①健診結果およびリスク保有者データの共有による事後指導(※1)

共同利用するデータ: 生活習慣病関連項目

⇒事業所が実施する法定健診、健保組合が実施する「生活習慣病関連項目(血圧・ 脂質・血糖など)」及びその検査値がリスク保有判定値を上回る者について、情報を 共有し、該当者の事後指導に活用します。

#### ②高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨(※2)

共同利用するデータ:生活習慣病の発症リスクが高い方の未受診情報

(例:血圧が高く、高リスク保有判定値を上回る方で医療機関を受診していない等)

- ※病歴等の情報は含まれません
- ⇒治療が必要と判断される「高リスク保有者」に対して、健保組合より「お知らせ」による受診勧奨を実施します。また受診勧奨後のフォローを実施します。
- ※1.2 生活習慣病項目・リスク判定基準や事後指導及び受診勧奨の内容について は別添資料をご覧ください

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発 症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿 病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を 占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影 響を与えています。生活習慣病は、(1)自覚症状がないまま進行すること、(2)長年の 生活習慣に起因すること、(3)疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリ スクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

▽生活習慣病についての詳細はこちら(スマート・ライフ・プロジェクトの生活習慣病解説 ページにリンクしています)生活習慣病を知ろう! http://www.smartlife.go.jp/disease/

# 共同利用する者の範囲

事業所/産業医、看護師、衛生管理担当者 (責任者)人事部長

健保組合/保健事業担当職員 (責任者)常務理事



 本事業で取り扱う個人情報には詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれ ません。また、本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内でのみ使用し、人 事評価等に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場 合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。なお、本事業でのデータ共有 について同意されない場合は、事業所もしくは健保組合にお申し出ください。

### さいごに

健康診断を受診することは、生活習慣病はもとよりがんの早期発見など、ご自身の命を 守ることにつながります。みなさまとご家族のためにも毎年必ず健康診断を受けましょ う!